

柔整・あはき療養費検討専門委員会 オンライン資格確認方法を規定へ

厚生労働省は2023（令和5）年10月26日、柔道整復師とあん摩マッサージ指圧・はり・きゅう師の療養費検討専門委員会を開催し、施術所へのオンライン資格確認の導入について保険局長通知の改正案を示した。これは、受領委任払いにおける資格確認の方法に6年4月以降はオンライン資格確認を位置付けるもの。

同日の検討専門委員会の議論では保険者側、施術者側から異論はなく了承された。早ければ10月にも改正通知を発出する。このほか、資格確認限定型オンライン資格確認等システムの利用規約を遵守すること、業務で知り得た患者の個人情報は適切に取り扱うことについても、改正通知で明記する方針。利用規約では悪質な違反行為があった施術所に対し、改善書の提出を求めるとともにその施術所名などを公表することができることを明記し適切な利用を図る。

受領委任払いを実施している施術所は、やむを得ない場合（事由）を除いて24年秋以降はオンライン資格確認の導入が義務化される。義務化に当たって、患者が求める場合はオンライン資格確認で対応することとし、施術所はそのために必要な体制整備をすることも通知で規定する。

やむを得ない場合（事由）は、来年4月以降の導入状況などを踏まえ今後整理して別途通知で示す予定だが、現時点では施術者が皆高齢である場合、施術所の休廃止を予定している場合を想定している。

なお、施術所でのオンライン資格確認は、医科や薬価とは異なり資格情報だけの確認に限定した簡素な仕組みとなる。

資格確認をする端末は当該の業務用のみに使用する端末が望ましいとするが、個人の端末を使用することも考慮し、個人端末使用時の規約、を作成する。



第26回柔道整復療養費専門検討委員会



第28回あはき療養費専門検討委員会

【柔整・あはきの施術所へのオンライン資格確認の導入】

- 保険局長通知を改正し、受領委任における資格確認の方法に6年4月以降、オンライン資格確認を位置付ける
- 療養費の受領などの業務のために知り得た患者の個人情報について、適切に取り扱うことを通知で規定する
- 6年秋以降はオンライン資格確認が義務化されるため、患者が求めた場合はオンライン資格確認により資格情報を確認すること、施術所は必要な体制を整備しなければならないことを規定する